

いばらき県央地域連携中枢都市圏
の形成に関する連携協約書

水戸市・茨城町

いばらき県央地域連携中枢都市圏の形成に関する連携協約書

水戸市（以下「甲」という。）と茨城町（以下「乙」という。）とは、いばらき県央地域連携中枢都市圏（以下「圏域」という。）を形成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定に基づき、次のとおり連携協約を締結する。

（目的）

第1条 この連携協約は、連携中枢都市宣言を行った甲と、甲と連携する意思を有する乙とが相互に連携し、圏域全体の経済成長のけん引、高次の都市機能の集積・強化及び圏域全体の生活関連機能サービスの向上に係る取組を実施することにより、活力ある社会経済を維持し、住民が安心して快適な暮らしを営むことができる圏域を形成することを目的とする。

（基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次条第1項に規定する取組において相互に役割を分担して連携を図るものとする。

（連携する取組並びに甲及び乙の役割分担）

第3条 甲及び乙が相互に連携する取組並びにそれぞれの役割分担は、別表に掲げるとおりとする。

2 甲及び乙は、前項に規定する取組を推進するため、相互に役割を分担して連携し、又は協力して事務の執行に当たるものとする。

（費用負担）

第4条 前条第1項に規定する取組を推進するために要する費用の負担については、相互の受益の程度を勘案し、甲及び乙が協議して別に定めるものとする。

（定期的な協議）

第5条 甲及び乙は、連携中枢都市圏の取組に関する連絡調整を図るため、定期的に協議を行うものとする。

（連携協約の失効）

第6条 甲又は乙は、この連携協約の失効を求めるときは、あらかじめ議会の議決を経て相手方に通告するものとする。

2 この連携協約は、前項の規定による通告があった日から起算して2年を経過した日にその効力を失うものとする。

（疑義の解決）

第7条 この連携協約に定めのない事項又はこの連携協約について疑義を生じたときは、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

この連携協約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有する。

令和4年2月21日

水戸市中央1丁目4番1号

甲 水戸市
水戸市長

高橋靖

東茨城郡茨城町大字小堤1080番地

乙 茨城町
茨城町長

小林寛夫

別表（第3条関係）

1 地域経済の活性化（圏域全体の経済成長のけん引）

区分	連携する取組	甲の役割	乙の役割
企業や産業の育成・支援	産業活性化コーディネーターの派遣による事業者の経営力強化など、企業や産業の育成・支援に取り組む。	乙と連携して企業や産業の育成・支援に主体的に取り組む。	甲と連携して企業や産業の育成・支援に取り組む。
地域資源を活用した産業振興	先進的技術の導入、地域ブランドの育成・販路拡大など、地域資源を活用した産業振興に取り組む。	乙と連携して地域資源を活用した産業振興に主体的に取り組む。	甲と連携して地域資源を活用した産業振興に取り組む。
戦略的な観光施策	圏域全体の観光資源を活用した観光プロモーションや誘客と観光消費の促進など、戦略的な観光施策に取り組む。	乙と連携して戦略的な観光施策に主体的に取り組む。	甲と連携して戦略的な観光施策に取り組む。

2 都市機能の向上（高次の都市機能の集積・強化）

区分	連携する取組	甲の役割	乙の役割
高度な医療サービスの提供	地域周産期母子医療センターへの支援や医師確保のための寄附講座開設、医療施設開設等支援など、高度な医療サービスの提供に取り組む。	乙と連携して高度な医療サービスの提供に主体的に取り組む。	甲と連携して高度な医療サービスの提供に取り組む。
広域的公共交通ネットワークの構築	新たな広域交通の導入に向けた研究や要望活動、既存の圏域公共交通の課題解決に向けた研究、公共交通の利用促進の手法の検討など、広域的公共交通ネットワークの構築に取り組む。	乙と連携して広域的公共交通ネットワークの構築に主体的に取り組む。	甲と連携して広域的公共交通ネットワークの構築に取り組む。
高等教育の環境整備	大学等の魅力向上や人材育成に対する支援など、高等教育の環境整備に取り組む。	乙と連携して高等教育の環境整備に主体的に取り組む。	甲と連携して高等教育の環境整備に取り組む。
高度なICT環境の整備	ICTの利活用についての情報共有や調査研究、社会実験などを通じ、都市機能の強化に向けた高度なICT環境の整備に取り組む。	乙と連携して高度なICT環境の整備に主体的に取り組む。	甲と連携して高度なICT環境の整備に取り組む。

3 生活環境の充実（圏域全体の生活関連機能サービスの向上）

(1) 生活機能の強化に係る政策分野

区分	連携する取組	甲の役割	乙の役割
地域医療	圏域住民への医療情報の提供のほか、初期救急医療提供体制の維持・確保、医療従事者の確保・育成、健康づくりなど、地域医療の充実に取り組む。	乙と連携して地域医療の充実に主体的に取り組む。	甲と連携して地域医療の充実に取り組む。
福祉	高齢者や障害者の権利擁護のための成年後見制度の利用促進など、福祉サービスの充実に取り組む。	乙と連携して福祉サービスの充実に主体的に取り組む。	甲と連携して福祉サービスの充実に取り組む。
教育・文化・スポーツ	芸術・文化教育の推進、プロスポーツ等による地域活性化、公の施設の広域利用促進など、教育・文化・スポーツの充実に取り組む。	乙と連携して教育・文化・スポーツの充実に主体的に取り組む。	甲と連携して教育・文化・スポーツの充実に取り組む。
地域振興	合同就職説明会・相談会の開催による雇用機会の確保など、地域振興に取り組む。	乙と連携して地域振興に主体的に取り組む。	甲と連携して地域振興に取り組む。
災害対策	圏域内における災害時の相互応援や連絡体制の構築など、圏域全体で災害対策の推進に取り組む。	乙と連携して災害対策の推進に主体的に取り組む。	甲と連携して災害対策の推進に取り組む。
環境	温室効果ガス排出削減や環境保全に係る啓発や対策など、環境対策の推進に取り組む。	乙と連携して環境対策の推進に主体的に取り組む。	甲と連携して環境対策の推進に取り組む。

(2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

区分	連携する取組	甲の役割	乙の役割
地域公共交通	住民等の移動手段の維持・確保など、地域公共交通の充実に取り組む。	乙と連携して地域公共交通の充実に主体的に取り組む。	甲と連携して地域公共交通の充実に取り組む。
移住・定住促進	移住・定住に関する情報発信や地域おこし協力隊活動の活性化、婚活支援など、移住・定住促進に取り組む。	乙と連携して移住・定住の促進に主体的に取り組む。	甲と連携して移住・定住の促進に取り組む。

(3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

区分	連携する取組	甲の役割	乙の役割
人材の育成	職員の育成や能力向上, SDG s の普及啓発など, 人材の育成に取 り組む。	乙と連携して人材 の育成に主体的に 取り組む。	甲と連携して人材 の育成に取り組 む。